Actus Newsletter 平成25年度税制改正について(速報)



1月24日に、自民党と公明党による平成25年度税制改正大綱が正式決定され、公表されました。 税制改正大綱の内容について、主要論点のポイントを解説します。(1 増税 1 減税)

■ 法人課税

法人課税の改正は、成長と富の創出の好循環の実現のための施策として「民間投資の喚起による成長力強化」や「人材育成・雇用対策」の内容が盛り込まれています。具体的な内容をみると、<u>法人課税は</u>減税の措置が多くなっています。

項目	_	内容	適用期日
国内設備投資の促進税制		一定の条件を満たす場合、「新たに国内で取得した	平成 25 年 4 月 1
【新設】	1	生産設備等に係る機械装置」について、取得価額の	日から 2 年間の
		30%の特別償却又は 3%の税額控除(法人税額の	間に開始する事
		20%限度)	業年度
		※一定条件(①②の充足)	
		① 国内における生産設備等への年間投資額>そ	
		の年度の減価償却費	
		② 国内における生産設備等への取得価額の合計	
		額が前年度と比較して 10%超増加	
		※対象は青色申告の全法人	
所得拡大の促進税制		一定の条件を満たす場合、「雇用者への給与支給の	平成 25 年 4 月 1
【新設】	1	増加分」に 10%の税額控除(法人税額の 10%(中	日から 3 年間の
		小企業者等は20%)限度)	間に開始する事
			業年度
		※一定条件(①②③の充足)	
		① 基準年度(適用初年度の前年度)と比較して	
		5%以上の給与の増加	
		② 給与等支給額が前年度を下回らない	
		③ 平均給与等支給額が前年度を下回らない	
		※「雇用者への給与支給の増加分」	
		=その年度の給与等の支給額-基準年度の給与	
		等の支給額	
		※対象は青色申告の全法人	
		※雇用促進税制との選択適用	
雇用促進税制の見直し		税額控除の限度額を <u>増加雇用者数×40</u> 万円(現行	大綱では適用期
【拡充】		20万円) に引上げ	日等の具体的な
		※所得拡大の促進税制との選択適用	明記なし
研究開発税制の見直し		試験研究費の税額控除における控除税額の上限を	大綱では適用期
【拡充】		その年度の法人税額の30% (現行20%) に引上げ	日等の具体的な
		※2 年間の時限措置	明記なし
		※中小企業者が適用を受けることができる中小	
		企業技術基盤強化税制においても同様	

中小法人の交際費課税		○限度額 600 万円 → 800 万円に引上げ	大綱では適用期
【軽減】	1	○限度額内に対する損金不算入措置 (10%課税) の	日等の具体的な
		廃止	明記なし
商業・サービス業・農林水		商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業が経	平成 25 年 4 月 1
産業を営む中小企業の経	1	営改善に関する指導・助言により行う設備投資につ	日から 2 年間の
営改善に向けた設備投資		いて取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控	間に取得等して
の促進税制		除(法人税額の 20%限度)	指定事業の用に
【新設】		※対象は青色申告の中小企業者等	供する

■ 個人所得課税

個人所得課税の改正は、消費税率の引上げや、復興特別所得税による低所得者層への負担増を配慮し、富裕層への課税が強化されています。

また、家計の安定的な資産形成を支援するため、株式投資について軽減税率の廃止の代わりに日本版 ISAの創設や金融所得課税一体化の見直しが行われています。

住宅投資については内需拡大の柱と考えられており、消費税率引上げによる住宅需要の減少も見越し、 住宅ローン減税は拡充されることになります。

項目		内容	適用期日		
所得税最高税率の見直し	~	課税所得 4,000 万円超について 45% の税率を新た	平成 27 年分		
【新設】		に設定	以後の所得税か		
		(現行:課税所得1,800万円超40%)	6		
金融所得課税の一体化を		○特定公社債等の利子	平成28年1月1		
進める観点からの見直し	_	源泉分離課税 → 20%の申告分離課税に	日以後支払を受		
【新設】		(上場株式の譲渡損失との損益通算の対象に追加)	ける分から		
		○特定公社債等の譲渡所得			
		非課税 → 20%の申告分離課税に	平成28年1月1		
		(上場株式の譲渡損失との損益通算の対象に追加)	日以後譲渡分か		
		○一般公社債等の譲渡所得	5		
		非課税 → 20%の申告分離課税に			
		○割引債の課税方式			
		発行時に 18%徴収⇒償還又は譲渡時の償還差益に			
		ついて 20%の申告分離課税			
		○株式の譲渡所得の改組			
		上場株式等と非上場株式等に係る譲渡所得を別々			
		の分離課税制度に			
上場株式等の軽減税率	1	○上場株式等の配当・譲渡所得の 10%軽減税率の	平成 25 年 12 月		
【廃止】		<u>廃止</u>	31 日をもって		
		○平成 26 年以降は 20%に	廃止		
少額投資非課税措置		非課税口座を開設し(毎年 100 万円まで)口座内	平成26年1月1		
(日本版 ISA)		の配当及び譲渡益は各開設年含む5年間非課税	日から平成 35		
【新設】		※非課税投資総額 最大 500 万円	年 12 月 31 日		
			(10年間)		
住宅ローン減税		適用期限4年間延長、控除額の拡充	平成 29 年 12 月		
【延長、拡充】			31 日まで		
		<一般住宅の場合>			
		平成 26 年 1 月~3 月居住分			
		借入限度額 2,000 万円			
		控除率 1%(各年の控除 20 万円)			
		控除期間 10 年(最大控除 200 万円)			

平成 26 年 4 月~平成 29 年 12 月居住分	
借入限度額 4,000 万円	
控除率 1%(各年の控除 40 万円)	
控除期間 10 年(最大控除 400 万円)	
<認定住宅の場合>	
平成 26 年 1 月~3 月居住分	
借入限度額 3,000 万円	
控除率 1%(各年の控除 30 万円)	
控除期間 10 年(最大控除 300 万円)	
平成 26 年 4 月~平成 29 年 12 月居住分	
借入限度額 5.000 万円	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
控除期間 10 年(最大控除 500 万円)	
1	
○既存住宅に対する特定改修工事及び耐震改修工	平成 29 年 12 月
	31 日まで
	, , , , ,
<認定住宅の場合> <u>平成 26 年 1 月~3 月居住分</u> 借入限度額 3,000 万円 控除率 1% (各年の控除 30 万円) 控除期間 10 年 (最大控除 300 万円)	平成 29年 12月 31日まで

■ 資産課税

相続税・贈与税を中心とする資産課税については、所得課税の改正と同様に<u>富裕層への課税が強化されています。社会保障と税の一体改革で先送りされた内容が、今回実現する運びとなりました。</u>

一方、土地所有者の<u>小規模宅地等の計算の特例について拡充</u>が図られるとともに、<u>事業承継税制の要件の緩和</u>が図られています。また、高齢者の保有する財産を現役世代に移転させる狙いで<u>教育用資金の</u>非課税制度の創設や相続時精算課税の要件緩和も図られています。

項目		内容	適用期日	
相続税の税率構造見直し	\Rightarrow	税率が6段階から8段階へ	平成27年1月1	
【新設】		(最高税率 50% → 55%)	日の相続から	
相続税の基礎控除	\Rightarrow	3,000 万円+600 万円×法定相続人の数へ	平成27年1月1	
【縮減】		(現行「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の	日の相続から	
		数」の6割に)		
贈与税の税率構造見直し	\Rightarrow	税率が6段階から8段階へ	平成27年1月1	
【新設】		(最高税率 50%→	日の贈与から	
		20歳以上の者が直系尊属から受ける贈与		
		4,500 万円超の金額 55%		
		上記以外の贈与		
		3,000 万円超の金額 55%)		
小規模宅地等の課税価格		○特定居住用宅地の対象面積の拡大	平成27年1月1	
の減額の見直し		$(240 \text{ m}^2 \rightarrow 330 \text{ m}^2)$	日の相続から	
【拡充】		○居住用宅地と事業用宅地がある場合、それぞれの		
		限度面積まで適用が可能に(貸付用宅地等は除く)		
		(最大 居住用 330 ㎡+事業用 440 ㎡=730 ㎡まで)	平成26年1月1	
		○二世帯住宅、老人ホーム入所の適用要件の緩和	日の相続から	
相続税の税額控除引上げ		<u>○未成年者控除</u>	平成27年1月1	
(未成年者控除、障害者控		20歳までの1年につき現行6万円 → 10万円	日以後の相続か	
除)		○障害者控除	5	
【拡充】		85 歳までの1年につき現行6万円 → 10万円		
		(特別障害者は現行 12 万円 → 20 万円)		

【要件緩和】				1
● 関与者の年齢要件を 60 歳以上(現行 65 歳以上) に引下げ 事業承継税制 【要件緩和】 一 ○経営承継相続人等が親族であることとする要件を撤廃 ○雇用確保要件が「5年間毎年8割以上」から「5年間の平均で8割以上」に「役員でないこと」となる要件から「代表権を有していないこと」の要件に「役員でないこと」となる要件から「代表権を有していないこと」の要件に「経済産業大臣による事前確認制度の廃止を消除を強力を消失していないこと」の要件に「経済産業大臣による事前確認制度の廃止を消失していないこと」の要件に「経済産業大臣による事前確認制度の廃止を消失した。 2 が 25年4月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 25年4月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 27年1月1日~平成 25年4月1日~平成 27年1月1日~平成 25年4月1日~平成 25年4月1日~平成 25年4月1日~1日本国権の課人で日本国権を有しないのが、日本国内に住所を有しない個人で日本国権を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与に係る国外関連を相続税・贈与税の課を開与に係る国外財産を相続税・贈与税の課を開与に係る国外財産を相続税・贈与税の課を開与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続税・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を相続・関与に係る国外財産を担け、対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	相続時精算課税制度	_	○受贈者の範囲に 20 歳以上の孫(現行推定相続人	平成27年1月1
■業承継税制 【要件緩和】 「展生緩和】 「展生緩和】 「展生緩和】 「展生緩和」 「展生のである。 「会に、「会に、「会に、「会に、」」となるのでは、でした。」となるを、でした。 「会し、でいないこと」となるを、でした。 「会し、でないこと」となるを、でした。 「会し、でいないこと」の要件に、「会し、でないこと」となるを、では、「会に、、の要件に、「会に、、の要件に、「会に、、の要件に、「会に、、の要件に、「会に、、の要件に、「会に、、のを、のを、」」となるを、では、のを、は、のを、は、のを、は、のを、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	【要件緩和】		のみ)を追加	日以後の贈与か
■業承継税制 【要件緩和】 - ○経営承継相続人等が親族であることとする要件を撤廃 ②雇用確保要件が「5年間毎年8割以上」から「5年間の平均で8割以上」に ○贈与税の納税猶予については贈与者が贈与時に「役員でないこと」となる要件から「代表権を有していないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき 1,500万円まで贈与税が非課税 2月31日まで (振) 2月31日まで (振) 2月31日まで (北) 3月31日まで (北) 3月3			○贈与者の年齢要件を 60歳以上 (現行 65歳以上)	6
を撤廃			に引下げ	
○雇用確保要件が「5年間毎年8割以上」から「5年間の平均で8割以上」に ○贈与税の納税猶予については贈与者が贈与時に「役員でないこと」となる要件から「代表権を有していないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき 1,500万円まで贈与税が非課税 2 乗放 25年4月1 1~平成 27年 12月31日まで 2 乗り機関経由で提出 ※ 払出し時に、教育資金が支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 1年本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与に係る国外関連与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 増与に係る国外財産の課税対象の範 1年本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与に係る国外	事業承継税制	_	○経営承継相続人等が親族であることとする要件	平成27年1月1
#間の平均で8割以上」に ()贈与税の納税猶予については贈与者が贈与時に 「役員でないこと」となる要件から「代表権を有し ていないこと」の要件に ()経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき1,500万円まで贈与税が非課税 (新設) ※受贈者は30歳未満の者 ※受贈者は30歳未満の者 ※金融機関への「信託」が必要 ※「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※受贈者が30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範 田増加 【新設】 「中本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・開与に係る国外関ウロ機・関与に係る国外	【要件緩和】		を撤廃	日以後の相続・
○贈与税の納税猶予については贈与者が贈与時に 「役員でないこと」となる要件から「代表権を有し ていないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき1500万円まで贈与税が非課税 1人につき1500万円まで贈与税が非課税 ※ 受贈者は30歳未満の者 ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範 囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外			○雇用確保要件が「5年間毎年8割以上」から「5	贈与から
○贈与税の納税猶予については贈与者が贈与時に 「役員でないこと」となる要件から「代表権を有し ていないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき1500万円まで贈与税が非課税 1人につき1500万円まで贈与税が非課税 ※ 受贈者は30歳未満の者 ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範 囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外			年間の平均で8割以上」に	
「役員でないこと」となる要件から「代表権を有していないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 日~平成 27 年 1人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税 日~平成 27 年 12 月 31 日まで に拠出されるも のに限る ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円が限度 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				
でいないこと」の要件に ○経済産業大臣による事前確認制度の廃止 **			- 711 - 7 - 111 - 1	
数育資金の一括贈与に係 る贈与税の非課税 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 平成 25 年 4 月 1 1 人につき 1.500 万円まで贈与税が非課税 日~平成 27 年 1 2 月 31 日まで ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額 に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円 が限度 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外 贈与に係る国外				
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税 「新設」 直系尊属が教育用資金を一括贈与した場合、受贈者 1人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税 「人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税 「人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税 「会融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で提出されるものに限る ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円が限度 国外財産の課税対象の範囲増加 「新設」 「本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課贈与に係る国外				
る贈与税の非課税 【新設】 1人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税 ※ 受贈者は 30 歳未満の者 ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円が限度 四増加 に新設】 日~平成 27 年 12 月 31 日までに拠出されるものに限る ※ 対出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円が限度 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課	教育資金の一括贈与に係			平成 25 年 4 月 1
※ 受贈者は30歳未満の者 12月31日まで ※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が30歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 間与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外 贈与に係る国外 開与に係る国外 開与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 関与に係る国外 第字に係る国外 関与に係る国外 第字に係る国外 第4回		1	***************************************	
※ 金融機関への「信託」が必要 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 「国外財産の課税対象の範」 「本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課贈与に係る国外	- / /			
 ※ 「教育資金非課税申告書」を金融機関経由で 提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したこ とを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額 に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円 が限度 国外財産の課税対象の範 囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有し ないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外	1/1/184			, , - ,
提出 ※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課贈与に係る国外 				, ,
※ 払出し時に、教育資金の支払いに使用したことを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範囲増加 「新設」 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・関与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				マンバン はんだい
とを証明する書類の提出が必要 ※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課贈与に係る国外 			* C	
※ 受贈者が 30 歳に達した場合、未使用の残額 に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500 万円 が限度 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有し ないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 間与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				
に贈与税が課される ※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 関与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				
※ 学校等以外の者に支払われる場合、500万円が限度 国外財産の課税対象の範囲増加 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続・関与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				
が限度 国外財産の課税対象の範 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有し 平成25年4月1 囲増加 ないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 日以後の相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
国外財産の課税対象の範 囲増加 【新設】 日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有し ないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 関与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 関与に係る国外				
囲増加 ないものが、日本国内に住所を有する者から相続・ 日以後の相続・ 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外	見り野女の細税製金の数	_		亚产05年4月1
【新設】 贈与により取得した国外財産を相続税・贈与税の課 贈与に係る国外				, , , ,
	【 新 设 】			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
一 祝対象に追加 財産から			税対象に追加	財産から

■ 消費課税

消費課税については、消費税の税率引き上げに対する低所得者対策や車両に対する課税が議論のポイントでした。しかし、今回の改正では具体的な施策まで至らず、先送りされることになりました。

項目	内容					
消費税	○平成 27 年 10 月からの消費税 10%引上げ時に導入を目指す					
軽減税率の適用	○平成 25 年 12 月の税制改正決定時までに結論を得る					
	○与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し検討					
	○今後協議されていく内容					
	対象、品目					
	軽減する消費税率					
	財源の確保					
	インボイス制度などの区分経理のための制度					
	事務負担増加への問題対処					
車体課税	○自動車取得税は、二段階で引下げ、消費税 10%引上げ時に廃止					
自動車取得税	消費税 8%段階では、エコカー減税拡充などグリーン化を強化					
自動車重量税	○自動車重量税は、消費税 8%段階で財源確保し、燃費性能等に応じた					
	軽減措置等を講じる					
	○平成 26 年税制改正で具体的結論を得る					

■ その他

項目	内容					
延滞税等の見直し	○延滞税等の割合が見直しされる					
		本 則	現行特例 (基準割引率+4%)	改正	例 H25 年 (平均金利 1.0%)	
	延滞税(原則)	14.6%	_	7.3%+特例基準割合	9.3%	
	〃(2 か月以内)	7.3%	4.3%	1%+特例基準割合	3.0%	
	利子税	7.3%	4.3%	特例基準割合	2.0%	
	還付加算金	7.3%	4.3%	特例基準割合	2.0%	
		特例基準割合:短期貸出約定平均金利+1% 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用				
印紙税の見直し	○金銭又は有価証券の受取書(いわゆる領収書)に貼付する印紙の非課税の範囲が、現行5万円未満に引上げられる(現行3万円未満) ○不動産譲渡に関する契約書等の印紙税の税額について5年延長した上で、税率を引下げる					
	○平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される文書に適用					



ア ク タ ス 税 理 士 法 人 アクタスマネジメントサービス㈱

[URL] http://www.actus.co.jp

[MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F

TEL: 03-3224-8888 FAX: 03-5575-3331 TEL: 042-548-8001 FAX: 042-548-8002

【**荒川**】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【**大阪**】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F

 $\texttt{TEL}: 03-3802-8101 \qquad \texttt{FAX}: 03-3805-2070 \qquad \qquad \texttt{TEL}: 06-6449-8682 \quad \texttt{FAX}: 06-6449-8683$